二　被災自動車（法第四十五条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る自動車重量税の額につき、既に、租税特別措置法第九十条の十三の規定の適用により還付された金額がある場合又は同条第二項の規定による申請書を提出し還付を受けようとしている場合　前号の規定により計算した金額から当該還付された金額又は当該還付を受けようとする金額を控除した金額

3　前項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4　法第四十五条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

三　還付を受けようとする金額

四　その他参考となるべき事項

5　法第四十五条第二項に規定する政令で定める場所は、被災自動車の所有者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の施行地（以下この項において「国内」という。）に住所を有する個人である場合　その住所地

二　国内に住所を有せず居所を有する個人である場合　その居所地

三　国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合　その本店又は主たる事務所の所在地

四　前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合　その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

五　前各号に掲げる場合以外の場合　当該被災自動車に係る永久抹消登録、登録自動車の届出又は検査対象軽自動車の届出の事務をつかさどる官公署又は道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会（次条第二項において「協会」という。）の所在地

（被災自動車の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税の手続等）

第三十五条　法第四十六条第一項に規定する政令で定める者は、被災使用者（同項に規定する被災使用者をいう。以下この条において同じ。）が法人であって、当該法人が合併により消滅した場合又は分割により被災自動車に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合における当該合併に係る合併法人（法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。）又は当該分割に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）とする。

2　被災使用者が法第四十六条第一項に規定する自動車検査証の交付等を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類を、当該自動車検査証の交付等を行う国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会に提出しなければならない。

一　被災使用者の住所及び氏名又は名称

二　被災使用者に係る被災自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

三　法第四十六条第一項の規定の適用を受けることとなる検査自動車（同項に規定する検査自動車をいう。以下この条において同じ。）の車台番号

四　被災使用者につき、既に法第四十六条第一項の規定の適用を受けた検査自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

五　その他参考となるべき事項

3　法第四十六条第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　検査自動車の売買契約（売主が当該検査自動車の所有権を留保している場合に限る。）において買主の変更があった場合

二　自動車製造業者、自動車販売業者又は道路（道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる検査自動車その他運行（同条第五項に規定する運行をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）の用に供されない検査自動車の取得をした者（以下この号において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した検査自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した検査自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合

三　自動車重量税法の施行地外で検査自動車を取得した者が、当該検査自動車を同法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合

4　法第四十六条第三項に規定する政令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一　前項第一号に掲げる場合　買主の変更に係る契約を締結する行為

二　前項第二号及び第三号に掲げる場合　運行の用に供する行為

（印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する契約書の要件）

第三十六条　法第四十七条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構及び日本私立学校振興・共済事業団

二　地方公共団体（国から出資を受けた者から金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者を含む。以下この条において同じ。）から金銭の預託を受けて当該地方公共団体の定めるところにより東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う金融機関（次項において「預託貸付金融機関」という。）

三　沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下この条において「沖縄振興開発金融公庫等」という。）から金銭の貸付け（株式会社商工組合中央金庫による金銭の貸付けにあっては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項の規定により認定された同法第二条第五号に規定する危機対応業務（次項において「危機対応業務」という。）として行う同条第四号に規定する特定資金（次項において「特定資金」という。）の貸付けに限る。）を受けて当該沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う者（次項において「転貸者」という。）

四　株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項の規定による指定を受けた金融機関（同法附則第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により同法第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなされた金融機関を含む。次項において「指定金融機関」という。）

五　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第三条第二項第一号、農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第二項、漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第二項又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第一項に規定する融資機関（次項において「融資機関」という。）

2　法第四十七条に規定する特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金銭の貸付けとする。

一　法第四十七条に規定する公的貸付機関等（預託貸付金融機関、転貸者、指定金融機関及び融資機関を除く。以下この号において「公的貸付機関等」という。）が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合　次のいずれかに該当する金銭の貸付け

イ　公的貸付機関等が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度（他の金銭の貸付けの条件（貸付金の利率又は据置期間をいう。以下この項において同じ。）に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいう。以下この号において同じ。）を東日本大震災が発生した日の前日に有していなかった場合において、東日本大震災により被害を受けた者に対する特別貸付制度を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け